最終更新日：2015年6月26日

株式会社ジャパンディスプレイ

代表取締役社長　有賀　修二
問合せ先：法務部　03-6732-8100（大代表）
証券コード：6740
http://www.j-display.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つと位置づけ、経営の効率化、健全化の確保に努めています。
取締役会の下に執行役員を設けることにより、意思決定の迅速化と業務執行の監督の強化の両立を図り、経営の透明化を高めるとともに、経営の機動性の向上を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社産業革新機構	214,000,000	35.58
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT （常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	44,940,800	7.47
ソニー株式会社	10,700,000	1.78
株式会社東芝	10,700,000	1.78
DEUTSCH BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIETNTS 613 （常任代理人　ドイツ証券株式会社）	6,387,000	1.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,175,900	1.03
MSCO CUSTOMER SECURITIES （常任代理人　モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社）	5,847,000	0.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,560,200	0.92
株式会社日立製作所	5,474,400	0.91
BNYM TREATY DTT 15 （常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行）	4,750,053	0.79

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

トゥーリヤ・アドバイザーズ・アジア・リミテッドから、平成27年１月９日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年12月31日現在で39,835,300株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、株式会社トゥーリヤ・アドバイザーズ・アジア・リミテッドの大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者　トゥーリヤ・アドバイザーズ・アジア・リミテッド
住所　香港　クイーンズ・ロード・セントラル5　ヘンリービルディング32階
保有株式の数　株式39,835,300株
株券等保有割合　6.62%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
谷山浩一郎	他の会社の出身者							○				
白井克彦	学者											○
菅野寛	学者											○
澤部肇	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷山浩一郎		―――	幅広い投資事業に携わることにより培われた豊富な知識、経験や高い見識等を有していることから、社外取締役に選任しております。
白井克彦	○	―――	教育機関の運営責任者としての豊富な経験と識見を有し、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を果たしていただくため、社外取締役に選任しており、また、同氏には、客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っていただいていることから、独立役員に指定しております。 なお、同氏は当社が株式を上場する金融商品

			取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる各項目には該当しておりません。
菅野寛	○	―――	長年にわたる経営コンサルタントや企業戦略立案業務での経験と実績から、専門的な知識と高い識見を有しており、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を果たしていただくため、社外取締役に選任しており、また、同氏には、客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っていただいていることから、独立役員に指定しております。 なお、同氏は当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる各項目には該当しておりません。
澤部肇	○	TDK株式会社から直接材料を購入していますが、取引の規模、内容に照らして、同氏の独立性に影響を与えるおそれはないと判断しております。	大企業の経営者としての豊富な経験と識見をもとに、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督など社外取締役として期待される役割を果たしていただくため、社外取締役に選任しており、また、同氏には、客観的な視点に基づき、独立した立場で意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っていただいていることから、独立役員に指定しております。 なお、同氏は当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる各項目には該当しておりません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

□監査役と会計監査人の連携状況
監査役と会計監査人は、監査方針・監査計画・監査状況等についての議論・情報交換を実施しております。またこれに加えて、監査への立ち会いや協議等を随時行っております。

□監査役と内部監査部門の連携状況
監査役と内部監査部門は、監査方針・監査計画・監査状況等についての議論・情報交換を実施しております。またこれに加えて、監査への立ち会いや協議等を随時行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
江藤洋一	弁護士													○
川嶋俊昭	公認会計士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
江藤洋一	○	―――	長年にわたる弁護士としての幅広い経験と実績から、専門的な知識、高い見識を有しており、当社の業務執行に対する適法性、適正性を監査いただくため、社外監査役に選任しており、また、同氏には、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で取締役の職務執行を監査いただいていることから、独立役員に指定しております。 なお、同氏は当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる各項目には該当しておりません。
川嶋俊昭	○	―――	長年にわたる公認会計士及び財務面での業務執行に係る幅広い経験と実績から、専門的な知識、高い見識を有しており、当社の業務執行に対する適法性、適正性を監査いただくため、社外監査役に選任しており、また、同氏には、専門的かつ客観的な視点に基づき、独立した立場で取締役の職務執行を監査いただいていることから、独立役員に指定しております。 なお、同氏は当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる各項目には該当しておりません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社が株式を上場する金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度については、当社及び当社の子会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度については、当社及び当社の子会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く取締役、社外監査役を除く監査役、社外役員の別に各々の総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に関しては、取締役会決議により、株主総会で決議された取締役報酬総額の枠内で、常勤・非常勤の別及び役職別の基本年俸並びに業績連動報酬の基準（金額レンジ）を設定し、個人別金額の決定は、当該基準の範囲において社長に一任することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

取締役会の開催にあたり、社外取締役には取締役会事務局から、社外監査役には常勤監査役から説明をおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

(1)取締役会は、法令で定められた事項、及び経営に関する重要事項の審議決議を行うとともに、取締役、執行役員の業務執行状況を監督しており、原則毎月実施しております。また、経営の機動性の確保と経営責任を明確にする為、取締役の任期を1年にしております。
(2)監査役会は、監査役4名（内、社外監査役2名）で構成され、原則毎月実施しております。すべての監査役が取締役会に出席し、当社の意思決定等を監視し、必要に応じて意見を述べるほか、常勤取締役は経営会議等の重要会議に出席する等を通じて、ガバナンスの在り方とその運営状況を監視し、取締役、執行役員の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っています。
(3)当社の業務を執行する者として執行役員を取締役会にて選任していますそれぞれ、担当領域の業務に関する事項の決定を行うとともに、業務の遂行責任を取締役会に対して負っています。
(4)取締役会の下位機関として財務委員会(設備投資、投融資、借入等を担当)と人材開発委員会（上席管理職の選定、業績評価等を担当）を設置し、代表取締役及び代表取締役の選任した委員により専門領域の審議、決定を行っています。
(5) チーフエグゼクティブオフィサーの諮問機関として、執行役員と構成する経営会議を設置し、当社の業務執行に関する基本事項及び重要事項について多面的な検討を行っています。
(6)コンプライアンスを管掌する執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する規則、コンプライアンス違反事例の再発防止策等の審議を行っております。
(7)当社の監査部門として内部監査室を置き、専任者3名により内部監査を実施しています。内部監査室は、業務執行部門とは独立した組織として、代表取締役の承認を受けた年間監査計画に基づき、監査役と連携を取りながら、問題点の指摘、改善のフォローを実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は外部の視点を積極的に取り入れ、多面的に経営課題に対処する為、取締役6名中4名、監査役4名中2名が社外役員であり、その内5名を独立役員として指定していることにより、独立・公正な立場から当社の業務執行を監督・監査する、透明性の高いガバナンス体制を構築しております。
その他、2. に記載の機関等が有機的に機能することにより、経営環境の変化に柔軟に対応した、適切なガバナンス体制の構築に特組んでまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早いタイミングで発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただけるよう、集中日を回避して定時株主総会の開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使のしくみを導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版を当社ホームページおよび機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ掲載しております。
その他	当社ホームページに株主総会の招集通知および決議通知の掲載をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに基本方針等を開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では開催予定はありませんが、アナリスト・機関投資家向け説明会のビデオストリーミングをホームページで提供しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な説明会は予定していませんが、証券会社主催のカンファレンス等への出席して説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに株主・投資家向けサイトを構築し、適時開示資料を速やかに掲載するとともに、投資判断に有益と思われる分かりやすい情報開示を進めてまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門としてIR部を設置して株主・投資家向けの活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、「JDI倫理規範(JDI Ethics)」を定め、公正、適正な企業活動を確保する為の行動を掲げております。その中で、「株主価値の最大化を図る」「地域社会との良好な関係」「お客さまに対して誠意をもって接し、最適解を提案する」「購入先・協力先と誠実、公平かつ公正な取引」「従業員等の基本的人権の尊重と職場環境の整備」等を掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社が定めている「JDI倫理規範(JDI Ethics)」の中で、「地球環境の保全への真摯な取組み」を掲げております。 当社は、「美しい地球を次世代へ」をスローガンとして「中小型ディスプレイ製品およびサービス提供を通じ、人と環境を大切にし、社会とともに発展する企業」を目指して、環境保全活動に向けた重点施策を定めグループ各部門で取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に	当社が定めている「JDI倫理規範(JDI Ethics)」の中で、「適切な情報の開示」について掲げ、以下の通り取り組んでおります。 (1)会社の経営内容、事業活動状況等の企業情報の開示を、関係法令に従い、適時かつ適切

係る方針等の策定	に行うこと (2)発信する企業情報の正確性を常に確保し、秘密保持の必要性を考慮して適時、適切かつ公平な方法により情報発信を行う

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備につきまして、平成24年6月度取締役会にて「内部統制システムの基本方針」を決議し、運用しております。また、改正会社法及び法務省令が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月度取締役会において一部改訂しております。
(1)当社は、コンプライアンス関連規則を定め、コンプライアンス担当執行役員を選任し、コンプライアンス委員会の設置、内部通報制度の導入等の必要な体制を整備しております。
(2)取締役会資料、財務委員会資料、人材開発委員会資料、経営会議資料等の重要書類は、文書管理規則等に基づき、適切に、保存管理を行うとともに、取締役及び監査役が閲覧できるよう環境を整備しております。
(3)事業計画の策定にあたっては、事業活動に影響を及ぼすリスクを低減させるための活動を盛り込み、各部署はそれぞれの担当部署の領域に関し、リスク評価を行うこととしております。
(4)取締役会は原則として毎月1回取締役会を開催するとともに、チーフエグゼクティブオフィサー及び執行役員等により構成される経営会議を毎週1回開催し、経営上の重要事項を迅速に審議、決定することとし、各執行役員は、必要な規則・会議体の整備を行い、担当領域の業務を執行しております。
(5)当社は子会社に対し、当会社のコンプライアンス関連規則について当会社グループとして遵守すべきものを採択、実施することを要請し、当会社にて制定した決定権限規則及び関係会社運営規則ならびに子会社の取締役会規程に基づき、当会社の承認のもとに実施するほか、当社から子会社に役員を派遣し、派遣された役員は各子会社の行未執行の状況を把握するなど、グループ全体の経営の健全化を維持・向上するための取組みを行っています。
(6)取締役、執行役員及び使用人は、あらかじめ監査役または監査役会と協議した決定事項に基づき、職務執行等の状況を定期または不定期に監査役または監査役会に報告するとともに、当会社あるいは当会社グループ全体に、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに、当該事実を監査役または監査役会に報告することとし、また、常勤監査役は経営会議などの重要会議に出席し、業務運営の状況の把握に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループにおける反社会的勢力に対する基本方針として「反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針」を取締役会にて決定するとともに、方針・基準等については「JDI 倫理規範（JDI Ethics）」及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」において定めており、役職員に対してその内容の周知徹底を図っています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

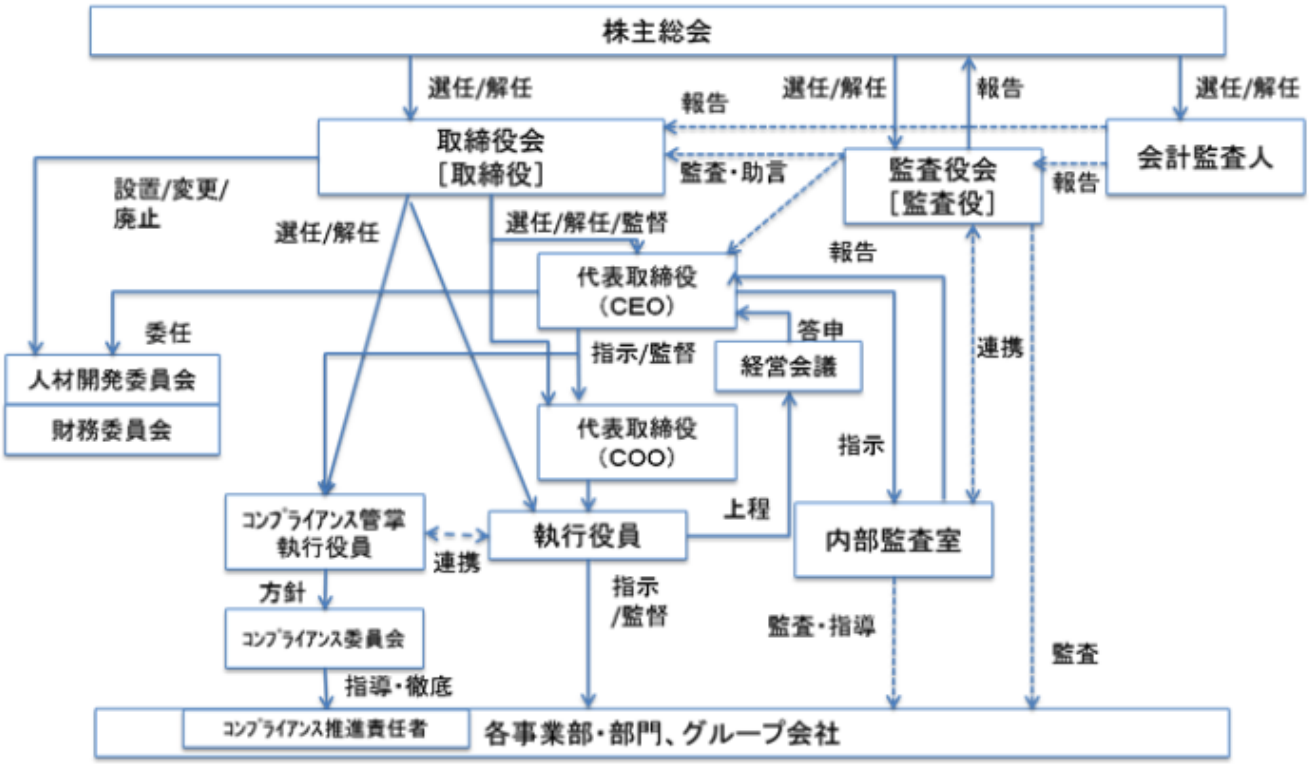
該当項目に関する補足説明

―――

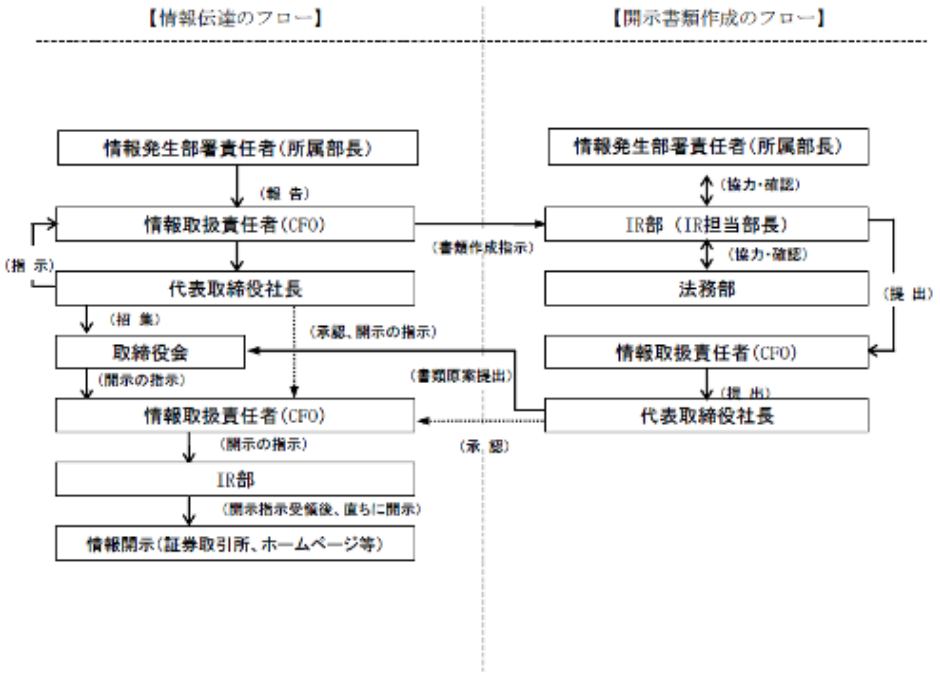
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社が定めている「JDI倫理規範（JDI Ethics）」の中で、「適切な情報の開示」について掲げ、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築し、経営の透明性を高め信頼性の向上を図っています。
当社の適時開示手続きは、以下の通りです。
(a) 決定事実に関する情報
IR部は取締役会、経営会議等重要会議の付議事項を予め入手したうえで、適時開示の対象となる重要事実の有無を確認し、該当があれば情報取扱責任者に報告するとともに、情報取扱責任者の指示のもと関連部署及び法務部と共同で開示資料を作成します。情報取扱責任者は当該事項を代表取締役社長に報告し、当該事項の取締役会での決議もしくは代表取締役社長による承認後、IR部に指示して開示を行います。
(b) 発生事実に関する情報
該当事実が発生した場合、発生事実の生じた部門はIR部へ報告し、IR部は情報取扱責任者に報告するとともに、情報取扱責任者の指示のもと情報発生部署及び法務部と共同で開示資料を作成します。情報取扱責任者は代表取締役社長に当該発生事実の報告を行い、承認を得たうえで速やかに公表を行います。
また「インサイダー取引防止規則」を定め、適時開示前の情報の管理、不正取引の防止を徹底しております。

【模式図（参考資料）】



○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



○決算に関する情報の適時開示業務フロー
・決算短信、四半期決算短信

